

《平成 29 年 12 月定例会②（平成 29 年 12 月 14 日）》

〈要旨〉

・奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

〈会議録〉

◆林政行

議案第 103 号 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

障がい者の方々に限らず本当に困っている方、また自立したくても、それが困難な方に対しては行政が支えるべきであり、これは行政にしかできない仕事です。ですから、そのような方々に対しては、行政は知恵を絞って、できる限り支えるべきであります。

その上で、私は、障がい者でも自立できる人は自立し、支えられるばかりではなく、みずから支えていく社会、それは突き詰めると、障がい者の方々にも緩やかな所得制限を設け納税していただき、奈良市を支えていく社会こそ本来あるべき福祉都市とも考えます。

この趣旨から述べると、障がい者の方々に納税していただいた財源で一部負担の医療費を賄って、この条例を維持することが理想だと言えます。

行政の立場からしますと、障がい者も分け隔てなく、全ての市民と同じ目線で政策を立案していると答えられると思います。しかし、現実には多くの市民の方々とある程度同じ土俵でなければ、堂々と自分たちの主張が行政に届かないとも私は感じております。

今回の一部改正で、よしあしは別として同じ土俵に上がれます。そこからは市民にとって暮らしやすい奈良市にするため、それぞれの立場で知恵を出し合い、切磋琢磨しながら、本来あるべき福祉都市を目指すべきであります。

今回の議会では、さまざまな課題が明らかになりました。例えば、説明不足に関しては今後通知で知らせていく形をとると思いますが、通知だけで終わらせるのではなく、通知欄に説明会の案内日も加え、1人でも多くの方々の意見を聞き、理解していただけるように努力していただくことを要望いたします。

また、今回の議会での議論を出発点として、私は先ほども申し上げましたが、障がい者の方々に緩やかな所得制限を設けた上で、一律の一部負担は減額もしくは廃止に向けて動くべきと考えますが、行政は福祉医療制度のあり方をさらに研究され、国・県とも連携し、よりよい福祉医療制度の構築に向けて奈良市が率先して取り組まれますよう要望いたします。

今回の一部負担により、本当に困る方は必ずおられます。条例が改正されたとしても、行政はおごることなく、しっかりとしたサポートや実行力ある対策を講じるよう切に要望いたします。

最後に、今回の条例の一部改正も財源の問題が根っこにあります。3月の予算編成に向け、歳出面の切り込みに限らず、歳入面にも力を注いでいただき、財源を1円でも多く生み出す予算編成を市長に要望し、私の討論を終わらせていただきます。